

## 大宮グランドセントラルステーション推進会議基盤整備推進部会設置要綱

### (設置)

第1条 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の策定等に関し、専門的知識を有する者、事業者等から意見を聴取するために大宮グランドセントラルステーション推進会議設置要綱第6条第1項に基づく部会として、大宮グランドセントラルステーション推進会議基盤整備推進部会（以下、「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の基盤整備に関すること。
- (2) その他必要な事項。

### (組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 関係行政機関に属する者
  - (3) 交通事業者に属する者
  - (4) 市職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。
- 2 上記に掲げる者以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 委員の任期は、3年とする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 5 第1項第2号から第5号までに掲げる委員に事故等があるときは、当該団体内においてその者の職務を代理し、又は補佐する者は、部会に出席し当該団体の意見を表明できる。

### (部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、原則非公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月6日より施行する。